

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を募集します。

令和5年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務名

南サ第43号

秋田市南部市民サービスセンター電話設備修繕

(2) 仕様書

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行場所

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木曜日）まで

(5) 入札参加要件

ア 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第71条および工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条の規定に基づく有資格者が在籍し、本業務に配置することができること。

イ 秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。

ウ 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

キ 市税に滞納がある者でないこと。

(6) 入札参加申込み

ア 受付期間 令和5年7月5日（水）から令和5年7月19日（水）までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所 秋田市御野場一丁目5番1号

秋田市南部市民サービスセンター 総務担当

ウ 提出方法 秋田市のホームページ（ページ番号：1039109）から様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所に提出すること。

(7) 入札

ア 日 時 令和5年7月28日（金）午後2時

イ 場 所 秋田市土崎港西五丁目3番1号
秋田市北部市民サービスセンター 3階大会議室

ウ 入札保証金 免除

(8) 契約日 令和5年8月3日（木）まで（予定）

2 入札参加申し込みについて

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 配置資格者確認書（様式2）

ウ 業務受注状況確認書（様式3）

提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）。

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は令和4年度分を提出すること。なお、課税されていない場合や固定資産税を有していない場合は、その証明書（秋田市発行）を提出すること。また、新型コロナウイルス感染症等に係る影響により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、徴収猶予許可通知書等）を提出すること（秋田市発行）。

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主は、住民票）（写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

カ 誓約書（様式4）

※(1)のア・イ・ウおよびカの様式については、秋田市ホームページ【ページ番号：1039109】から入手してください。

キ 申込書等は秋田市南部市民サービスセンターまでお持ちください。郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名通知又は非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知を送付します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 改札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査実施し、落札者を決定する場合があります。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知を送付します。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合があります。その者には非指名通知により、その旨を連絡します。
- (3) 指名通知又は非指名通知については、令和5年7月26日（水）までにFAXで送付します。

5 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書は、返却しません。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市南部市民サービスセンター 総務担当
電話 018-838-1212